

## 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に係る申告

私は、米国市民（米国籍保有者）および米国居住者のいずれにも該当しません。

「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA) および関連する日米当局声明により、お客様が税法上の米国人（米国市民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当するか否かを確認し、該当する場合、お客様の情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁および国税庁より要請されています。

そのため、米国市民（米国籍保有者）および米国居住者のいずれかに該当する場合は、本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。

## 犯罪収益移転防止法に関する確認（外国PEPs）

私は、「外国政府等において重要な公的地位にある者等」に該当しません。

金融機関等は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客様と一定の取引を行う際に、「外国政府等において重要な公的地位を有する者等」に該当する方であることを確認する必要があります。

このため、「ご自身またはご家族」が外国の要職にある（またはあった）者に該当する場合は本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。

なお、「外国政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含む）等」とは以下の方をいいます。

1. 以下の1～4（過去に1～4であったものを含む）
  - (1) 外国の元首
  - (2) 外国政府において以下の職に相当する職にある方
    - 日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
    - 日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
    - 日本における最高裁判所裁判官
    - 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
    - 日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長

- (3) 外国の中央銀行の役員
- (4) 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1. に掲げる方の家族

- (1) 配偶者（事実婚を含む。以下、同様）
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 兄弟姉妹
- (5) (1)～(4)以外の配偶者の父母、および配偶者の子

### 日本版CRSに係る自己宣誓

私は、「外国の法令において、その外国に住所や本店等の所在地、国籍を有すること等により所得税または法人税に相当する税を課されるものとされている者」に該当しません。

また、居住地国等の変更があった場合には、3ヶ月以内に届出することに同意します。

外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避の防止を目的として、経済協力開発機構（OECD）で策定された「共通報告基準（CRS）」に従い、各国金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で自動交換する制度として、平成29年1月1日に、改正「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下、「実特法」といいます）が施行されました。

日本では、CRSに従った情報交換を実施する観点から、改正された「実特法」に基づき、金融機関はお客様から金融口座情報を記載した届出書をご提出いただき、お客様の居住地国が法令で指定された外国の場合等は、お客様の金融口座情報を報告することが国税庁より要請されています。

そのため、外国の法令において、その外国に住所や本店等の所在地、国籍を有すること等により所得税または法人税に相当する税を課されるものとされている方に該当する場合は、本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。

なお、当金庫とのお取引を開始して以降、居住地国等の変更があった場合には、居住地国に異動が生じることとなった日から3ヶ月と経過する日までに異動届出書を提出いただく必要があります。